

「お知らせ」令和3年第2号

これは、大地震の場合に限り、かつ自主防災を超える時の記事です。

小岡自治会
三役会

あらかじめ 考えておきましょう Q & A

Q 行政は、なぜ「指定緊急避難場所」「指定避難所」をつかった？

東日本大震災において、避難所の混乱、つらくきびしい問題点が生じたこと等を反省し、避難所での生活環境が確保できるよう現在の制度に至っています。南海トラフ地震の「被害シナリオ」も大きなものですから、無策では大混乱に陥ると考えられます。

南海トラフ最大避難者数推移（人） 「香川県地震・津波被害想定（第三次公表）より抜粋」

発災直後			1週間後			1ヶ月後		
全体	避難所	避難所外	全体	避難所	避難所外	全体	避難所	避難所外
199000	119000	80000	132000	95000	37000	230000	69000	161000

香川県は、南海トラフ地震を日本で発生する最大級の地震として、その被害想定を「最大クラス」と「発生頻度の高いもの」に分けて公表しています。最大クラス想定で観音寺市の想定震度は「7」、発生頻度の高いもので想定分布小岡「6強」です。あまり過度の心配をしすぎて無理な避難をしてはなりません、あらかじめ最大で考えておかないと助かる命も助からない場合が生じるのが過去の教訓ということです。

Q 小岡自治会館は、どんな場合に利用する？

まず、「指定避難所」は、ア「規模条件」イ「構造条件」ウ「立地条件」エ「交通条件」の各基準を満たす所を市が指定し、運営責任者も行政担当者が任に就くという考え方です。ですから所有権が市の公共施設の中から指定されます。

一方、「指定緊急避難場所」は、公園、学校、河川敷等に加え、管理者が常駐しない公民館など、必ずしも所有権が市ではありません。

こうした政令基準にみると、小岡自治会館は、避難者が少数の比較的小規模な被災の場合の自主的避難所として、或は自主的緊急避難場所として活用します。

また、南海トラフ地震でも、小岡には津波（最大想定3.19mのマップ）の表示がなく津波想定は不要と思います（但し時々の情報には十分注意下さい）。この為巨大地震でも避難に時間的余裕がありますから、高齢で動きづらい方などは、一旦、小岡自治会館で非常食を食べながら情報収集しながら待機しても良いかも知れません。そうしているうちに、インフラが回復するなどして自宅に帰れることになるかも知れません。小岡自治会館への一時避難で済む可能性もある訳です。最大クラスに気構えが必要ですが、そのように軽く済むことを望みます。

尚、洪水等の他の災害については、小岡自治会館が避難所にも避難場所にもなることが多くなると思います。

Q 小岡自治会館に公的な支援は来る？

香川県の「避難所管理運営指針」では、市への留意事項として「あらかじめ避難所として指定されていない施設についても、災害発生後の状況に応じ、臨時に避難所として使用することは問題ありませんが、災害救助法等に基づく支援が被災者等に行き届き、被災者等の生活環境が確保される必要があります。ただ、臨時の避難所であり、支援体制確立のためにも、できるだけ早期に指定避難所への移動が望ましいとされます。」と、示していますから、支援が必要な避難となる場合は、常磐小学校とか観音寺第一高等学校などへ移動することが望まれます。（大災害時の支援体制を担う行政担当者の数に限りがあるため、指定避難所の開設数もできるだけおさえる方針となるようです。）

Q 小岡自治会館は、どうして「指定緊急避難場所」にしないのか？

災害の種類として、洪水・崖崩れ・高潮・地震・津波・大規模火災・内水氾濫の7種類のうち、一部又は全部を対象に指定を受けることは可能と推測されます。しかし、市の指定となれば、緊急避難者のすべてを受け入れする必要が生じます。通行中の人、近くで仕事の人、どのような立場の人でも緊急避難者となりえますから避難を求められれば公の施設として拒否はできなくなります。それでも、自治会の皆さんが、公共のためと割り切り、指定を希望されるのでしたら申請準備を行いたいと思いますが、？ 多分、意見が分かれてまとまらないでしょう。

(記載データは2021.3.25時点で公表済のもの)

(以上 調査・記載者 横山禎三)